建築確認申請

単位：円

床面積の合計	申請手数料 別表第1（第2条） 敷地の主要用途が住宅の申請	敷地の主要用途が住宅以外の申請	型式部材等製造者認証建築物の申請	設計住宅性能評価申請併願申請手数料 別表第7（一）（第9条の2第1項第１号）	構造計算書の審査がある建築物毎の確認申請手数料加算額 別表第１の２（第2条の2第1項第1号） 構造計算書毎の床面積	加算額	加算額算出
100㎡以内	17,000	22,000	12,000	15,000	100㎡以内	22,000	① 申請棟数が2以上ある場合は、各棟ごとの床面積で算出した額の合計を別表第１の額に加算する。
100㎡を超え、200㎡以内	24,000	33,000	17,000	20,000	100㎡を超え、200㎡以内		
200㎡を超え、500㎡以内	36,000	50,000	25,000	29,000	200㎡を超え、500㎡以内		
500㎡を超え、1,000㎡以内	61,000	78,000	45,000	61,000	500㎡を超え、1,000㎡以内	44,000	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	86,000	124,000	63,000	85,000	1,000㎡を超え、2,000㎡以内		
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	163,000	204,000		162,000	2,000㎡を超え、3,000㎡以内	55,000	② 一の建築物であってもEXP.J等により構造上独立しているものはそれぞれ別の建築物とみなし、各棟ごとの床面積で算出した額の合計を別表第１の額に加算する。
3,000㎡を超え、4,000㎡以内		246,000			3,000㎡を超え、4,000㎡以内		
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	223,000	293,000		222,000	4,000㎡を超え、5,000㎡以内		
5,000㎡を超え、6,000㎡以内		366,000			5,000㎡を超え、6,000㎡以内		
6,000㎡を超え、10,000㎡以内	257,000	431,000		256,000	6,000㎡を超え、10,000㎡以内	74,000	
10,000㎡を超え、15,000㎡以内	279,000	526,000		277,000	10,000㎡を超え、15,000㎡以内	79,000	
15,000㎡を超え、20,000㎡以内	317,000	641,000		314,000	15,000㎡を超え、20,000㎡以内	90,000	
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	407,000	740,000		402,000	20,000㎡を超え、50,000㎡以内	116,000	
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	610,000	858,000		606,000	50,000㎡を超え、100,000㎡以内	175,000	③設計住宅性能評価申請併願申請の場合は加算しない。
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	822,000	1,206,000		816,000	100,000㎡を超え、200,000㎡以内	235,000	
200,000㎡超	1,009,000	1,690,000		1,001,000	200,000㎡超	288,000	

※敷地の主要用途が住宅以外の申請とは、延べ面積の過半が住宅以外の場合とする。

※建築基準法施行令第137条の2（第3号イを除く。）の適用を受ける建築物の増築又は改築の確認申請の場合：増築等に係る床面積の合計と、当該遡及適用される建築物の部分の床面積の合計とを合算した面積とする。

建築基準法施行令第137条の2の適用を受ける既存建築物への増築又は改築の場合で、構造上別の建築物とみなされる既存部分が新耐震基準（昭和５６年６月１日以降）により建築されている場合の当該建築物の部分を除く。

構造計算適合性判定を適用する建築物の確認申請手数料加算額 別表第１の3（第2条の2） 床面積の合計	適判機関連絡調整手数料加算額※1 別表第１の3（い）	構造計算ルート2審査物件手数料加算額※2 別表第１の2（ろ）
1,000㎡以内	10,000	123,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内		165,000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内		183,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	20,000	242,000
50,000㎡超		441,000

※1　適判機関連絡調整手数料は構造計算適合性判定機関との連絡調整にかかる経費

※2　適判機関連絡調整手数料及びルート２審査加算手数料は構造計算１件ごとの手数料

防火・避難規定検証法の適用を受ける建築物の確認申請手数料の加算額 別表第1の4（い）（ろ）（は）（に）（第2条の2第2項（1）～（4）） 適用する規定	手数料加算額
耐火・防火区画検証法	50,000
区画避難安全検証法	35,000
階避難安全検証法	35,000
全館避難安全検証法	50,000

※ 適用する規定毎に加算する

※ 当該規定の適用を受けた確認済証の交付をセンターから受けている建築物の計画変更で、当該規定に変更がある場合は表に定める額の1/2の額とする

斜線制限の天空率の適用を受ける建築物の確認申請手数料の加算額 別表第1の5（い）（ろ）（は）（に）（第2条の2第2項（5）～（8）） 適用する規定	手数料加算額（円）
道路斜線　（2区分までの審査）	6,000
隣地斜線　（2区分までの審査）	6,000
北側斜線　（2区分までの審査）	6,000
3区分以上の審査を要する場合の、1区分あたりの手数料加算額	3,000

※ 適用する規定毎に加算する

※ 当該規定の適用を受けた確認済証の交付をセンターから受けている建築物の計画変更で、当該規定に変更がある場合は表に定める額の1/2の額とする

建築物省エネ法の適用を受ける建築物の確認申請手数料加算額（計画変更確認を除く） 別表第1の6（第2条の2第2項（9）） 床面積	手数料加算額（円）
300㎡以上、10,000㎡以下※1	6,000
10,000㎡超※1	10,000

※1　床面積の合計は、建築物省エネ法第11条の適用を受ける部分の床面積について算定する

昇降機・工作物の確認申請手数料（第3条、第4条） 申請種別	確認申請手数料
エレベーター、エスカレーター	16,000
エレベーター（製造者認証付）、ホームエレベーター、小荷物専用昇降機等（上欄以外の昇降機）	11,000
工作物　※建築物の敷地の擁壁、広告塔	18,000

※エレベーター等併願申請の場合は上記手数料を加算する。

計画変更確認申請 第2条第2項第2号	第2条第2項第3号	建築確認再申請 第2条第2項第4号	移転、大規模の修繕・模様替え、用途変更申請手数料 第2条第2項第5号
当該計画変更に係る直前の確認をセンターから受けていない場合は当該建築に係る部分の床面積	当該計画変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合は当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）	センターが確認審査中であった建築物の計画を取下げて概ね同一の計画（構造方法を変更するものを除く。）を再申請し建築物を建築物を建築する場合は当該建築に係る床面積の1/2	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の1/2

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の適用を受ける確認申請手数料加算額 別表第1の7（第2条の2第2項（10）） 床面積	手数料加算額（円）
1,000㎡以上、2,000㎡未満	10,000
2,000㎡以上	20,000

電子申請で行われた確認申請において、消防長等の同意を求める場合に、センターが電磁的記録を紙面に出力する場合の手数料加算額 別表第1の8（第2条の2第3項） 申請種別	手数料加算額（円）
1～3号（1,000㎡越）	5,000
1～3号（1,000㎡以下）	3,000
4号	2,000

再度、消防庁の同意を要する場合は、上記手数料の回数分を追加とする

床面積の合計	中間検査申請 別表第2(第5条) 申請手数料(円) 敷地の主要用途が住宅の申請	中間検査申請 別表第2(第5条) 申請手数料(円) 敷地の主要用途が住宅以外の申請	中間検査申請 別表第7(二)(第9条の2第1項第2号) 建設住宅性能評価又は瑕疵担保履行法に係る検査を同時に実施する場合の手数料(円) まもりすまい(※1) 別表第7(二)(い)欄	中間検査申請 別表第7(二)(第9条の2第1項第2号) 瑕疵担保履行法に係る検査を同時に実施する場合の手数料(円) あんしん(※2) JIO(※3) ﾊｳｽﾌﾟﾗｽ(※4) 別表第7(二)(ろ)欄	完了検査申請 中間検査を行った建築物 別表第3(第6条第1項第1号) 申請手数料(円) 敷地の主要用途が住宅の申請	完了検査申請 中間検査を行った建築物 別表第3(第6条第1項第1号) 申請手数料(円) 敷地の主要用途が住宅以外の申請	完了検査申請 中間検査を行った建築物 別表第7(三)上段(第9条の2第1項第3号) 建設住宅性能評価併願申請手数料(円)	完了検査申請 中間検査を行っていない建築物 別表第4(第6条第1項第2号) 申請手数料(円) 敷地の主要用途が住宅の申請	完了検査申請 中間検査を行っていない建築物 別表第4(第6条第1項第2号) 申請手数料(円) 敷地の主要用途が住宅以外の申請	完了検査申請 中間検査を行っていない建築物 別表第4(第6条第1項第2号) 申請手数料(円) 型式部材等製造者認証建築物の申請	完了検査申請 中間検査を行っていない建築物 別表第7(三)下段(第9条の2第1項第3号) 建設住宅性能評価併願申請手数料(円)	センター以外の者が確認した建築物の中間検査・完了検査申請手数料加算額 別表第5(第6条第2項) 床面積の合計	センター以外の者が確認した建築物の中間検査・完了検査申請手数料加算額 別表第5(第6条第2項) 手数料加算額(円)
100㎡以内	20,000	21,000	17,000	19,000	20,000	21,000	18,000	21,000	22,000	14,000	18,000	100㎡以内	10,000
100㎡を超え、200㎡以内	26,000	29,000	22,000	24,000	26,000	29,000	23,000	27,000	30,000	18,000	24,000	100㎡を超え、200㎡以内	15,000
200㎡を超え、500㎡以内	37,000	44,000	30,000	33,000	39,000	48,000	34,000	40,000	51,000	27,000	35,000	200㎡を超え、500㎡以内	23,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	70,000	85,000	57,000	59,000	67,000	81,000	55,000	68,000	82,000	45,000	55,000	500㎡を超え、1,000㎡以内	41,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	84,000	107,000	68,000	70,000	80,000	102,000	64,000	84,000	107,000	62,000	68,000	1,000㎡を超え、2,000㎡以内	78,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	123,000	145,000	99,000	101,000	135,000	180,000	108,000	147,000	196,000		118,000	2,000㎡を超え、3,000㎡以内	149,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内		169,000				200,000			217,000			3,000㎡を超え、4,000㎡以内	
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	157,000	187,000	126,000	128,000	183,000	227,000	148,000	195,000	290,000		156,000	4,000㎡を超え、5,000㎡以内	204,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内		213,000				322,000			353,000			5,000㎡を超え、6,000㎡以内	
6,000㎡を超え、10,000㎡以内	187,000	245,000	150,000	152,000	202,000	363,000	162,000	220,000	433,000		177,000	6,000㎡を超え、10,000㎡以内	237,000
10,000㎡を超え、15,000㎡以内	195,000	289,000	157,000	159,000	220,000	399,000	177,000	232,000	532,000		187,000	10,000㎡を超え、15,000㎡以内	257,000
15,000㎡を超え、20,000㎡以内	221,000	339,000	178,000	180,000	243,000	447,000	195,000	258,000	641,000		210,000	15,000㎡を超え、20,000㎡以内	292,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	273,000	387,000	220,000	222,000	304,000	522,000	244,000	322,000	786,000		258,000	20,000㎡を超え、50,000㎡以内	375,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	459,000	546,000	368,000	370,000	517,000	683,000	413,000	531,000	962,000		425,000	50,000㎡を超え、100,000㎡以内	565,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	666,000	766,000	533,000	535,000	737,000	947,000	590,000	756,000	1,265,000		606,000	100,000㎡を超え、200,000㎡以内	762,000
200,000㎡超	849,000	1,026,000	679,000	682,000	941,000	1,245,000	754,000	968,000	1,675,000		775,000	200,000㎡超	935,000

※敷地の主要用途が住宅以外の申請とは、延べ面積の過半が住宅以外の場合とする。

※1 住宅保証機構（株）　※2 あんしん保証（株）　※3（株）日本住宅保証検査機構　※4 ハウスプラス住宅保証（株）

注１　当センターで仮使用認定を受けた建築物の場合：完了検査申請床面積から仮使用認定を受けた床面積を控除した面積とする　（第6条第1項第3号）

昇降機・工作物の検査申請手数料（第7条・第8条） 申請種別	昇降機・工作物の検査申請手数料（第7条・第8条） 完了検査申請手数料（円）
エレベーター、エスカレーター	20,000
エレベーター（製造者認証付）、ホームエレベーター、小荷物専用昇降機等　（上欄以外の昇降機）	13,000
工作物 ※建築物の敷地の擁壁、広告塔	14,000

仮使用認定申請手数料(円)（第8条の2）	
仮使用認定申請基本額（申請1件につき）	150,000

注1 当センターで確認済証の交付を受けた建築物は仮使用認定申請基本額に仮使用部分の面積分の完了検査申請手数料、同加算額に相当する額を加算する

注2 注1以外の建築物の場合は別途手数料加算を申し受ける場合があるため係員にお尋ねください。

建築物省エネ法の適用を受ける建築物の完了検査申請手数料加算額 別表第6(第6条の2) 対象部分の床面積の合計	手数料加算額(円)
300㎡以上、10,000㎡以下	20,000　(40,000)
10,000㎡超	50,000　(100,000)

1. 床面積の合計は、建築物省エネ法第11条の適用を受ける部分の床面積について算定する。
2. 当センター以外で省エネ適合性判定を受けている建築物の場合はカッコ内の金額

省エネ法に係る届出等に関する手数料 別表第8(第10条) 軽微な変更届	手数料の額（税込）
ルートA （省エネ性能が向上する変更）	センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料の10%
ルートB （一定範囲内の省エネ性能が低下する変更）	センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料の10%